

市議会令和8年第3回定例会

議案及び議案資料

議案第11号～議案第15号

(第2集)

目 次

議 案 第 1 1 号	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第11号資料	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例について	2 5
議 案 第 1 2 号	柏市指定障害児入所施設等人員設備運営基準等条例の制定について	4 9
議 案 第 1 3 号	柏市一時保護施設設備運営基準条例の制定について	5 1
議 案 第 1 4 号	柏市一時保護委託者登録等基準条例の制定について	6 5
議 案 第 1 5 号	柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について	7 5
議案第15号資料	柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例について	7 7

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する
条例の制定について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童相談所設置市としての指定に伴い，乳児院，児童厚生施設，
児童養護施設，障害児入所施設，児童発達支援センター，児童心理
治療施設，児童家庭支援センター及び里親支援センターの設備及び
運営に関する基準を定めること等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する条例

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成24年柏市条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

柏市児童福祉施設設備運営基準条例
目次中

「
第2章 助産施設（第21条―第24条） を
」

「
第2章 助産施設（第21条―第24条）
第2章の2 乳児院（第24条の2―第24条の11） に、
」

「
第5章 雑則（第42条・第43条） を
」

「
第5章 児童厚生施設（第42条―第45条）
第6章 児童養護施設（第46条―第55条）
第7章 障害児入所施設（第56条）
第8章 児童発達支援センター（第57条） に改
第9章 児童心理治療施設（第58条―第65条）
第10章 児童家庭支援センター（第66条―第68条）
第11章 里親支援センター（第69条―第74条）
第12章 雑則（第75条・第76条）
」

める。

第1条中「助産施設，母子生活支援施設及び保育所（以下「特定

児童福祉施設」という。)」を「児童福祉施設」に改める。

第2条中「この条例」を「前項に規定するもののほか、この条例」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

この条例（第28条第1号、第43条第2項第1号、第49条第1号、第68条第2項及び第74条を除く。）において「児童福祉施設」とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターをいう。

第3条中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、「指導」の次に「又は支援」を加える。

第4条第1項、第5条（見出しを含む。）及び第6条（見出しを含む。）中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改める。

第7条の見出し中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条第1項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第13条の2及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第13条及び第14条第2項において同じ。））」に、「軽便消火器等」を「消火器等」に改める。

第7条の2第1項中「特定児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条、第13条の2及び第15条第1項）」を「児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条）」に、「当該特定児童福祉施設」を「当該児童福祉施設」に、「特定児童福祉施設での」を「児童福祉施設での」に、「特定児童福祉施設に」を「児童福祉施設に」に改め、同条第2項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条第3項中「保育所」の次に「及び児童発達支援センター」を加え、同条第4項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条を第7条の2の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

（非常災害対策）

第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立

て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条の3第1項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条第2項中「保育所」の次に「及び児童発達支援センター」を加える。

第8条（見出しを含む。）、第9条（見出しを含む。）、第10条第1項、第11条及び第12条中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改める。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（業務継続計画の策定等）」を付し、同条中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改める。

第13条の2中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）」に改め、同条を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条第1項及び第2項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条第4項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改める。

設」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「母子生活支援施設」を「児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第15条第1項中「特定児童福祉施設に」を「児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）に」に、「当該特定児童福祉施設」を「当該児童福祉施設」に改め、同条第2項及び第5項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改める。

第16条第1項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設（児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）」に改め、同条第2項前段中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、「（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）」を削り、同項後段中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条第3項及び第4項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条の2 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童心理治療施設は、当該施設の設置者が入所中の

児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準じるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

第 17 条の見出し及び同条第 1 項、第 18 条（見出しを含む。）並びに第 19 条中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改める。

第 20 条第 1 項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条第 3 項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 乳児院

（設備の基準）

第 24 条の 2 乳児院（乳幼児 10 人未満を入所させる乳児院を除く。第 24 条の 4 第 1 項及び第 24 条の 8 において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 寝室の面積は、乳幼児 1 人につき 2.47 平方メートル以上

であること。

- (3) 観察室の面積は、乳児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。

第 2 4 条の 3 乳幼児 1 0 人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

- (2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1 室につき 9. 9 1 平方メートル以上とし、乳幼児 1 人につき 2. 4 7 平方メートル以上であること。

(職員)

第 2 4 条の 4 乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に 5 年以上従事した者又は法第 1 3 条第 3 項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者 1 0 人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

- 4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）の規定による大学（短期大学を除く。第 2 6 条第 3 項、第 4 7 条第 4 項、第 4 9 条第 5 号及び第 6 号並びに第 5 9 条第 3 項において同じ。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 5 看護師の数は、乳児及び満 2 歳に満たない幼児おおむね 1. 6 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の幼児おおむね 4 人につき 1 人以上（これらの合計数が 7 人未満であるときは、7 人以上）とする。

- 6 看護師は、保育士（千葉県の区域に係る地域限定保育士を含む）

次項，次条第2項，第28条第2号，第32条第2項，第36条第1項及び第2項，第43条第2項第2号，第47条第1項及び第6項，第54条並びに第59条第1項及び第6項において同じ。）又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし，乳幼児10人の乳児院には2人以上，乳幼児が10人を超える場合は，おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。

7 前項に規定する保育士のほか，乳幼児20人以下を入所させる施設には，保育士を1人以上置かなければならない。

第24条の5 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には，嘱託医，看護師，家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師の数は，7人以上とする。ただし，その1人を除き，保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

（乳児院の長の資格等）

第24条の6 乳児院の長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって，人格が高潔で識見が高く，乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって，小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって，次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては，相談援助業務（国，都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。第27条第1項第5号ア，第48条第1項第5号ア及び第60条第1項第5号アにおいて同じ。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては，相談援助

業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

- 2 乳児院の長は，2年に1回以上，その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし，やむを得ない理由があるときは，この限りでない。

（養育）

第24条の7 乳児院における養育は，乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し，その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

- 2 養育の内容は，乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳，食事，排せつ，もく浴，入浴，外気浴，睡眠，遊び及び運動のほか，健康状態の把握，第16条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

- 3 乳児院における家庭環境の調整は，乳幼児の家庭の状況に応じ，親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（乳児の観察）

第24条の8 乳児院においては，乳児が入所した日から医師又は嘱託医が適当と認めた期間，これを観察室に入室させ，その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第24条の9 乳児院の長は，第24条の7第1項に規定する目的を達成するため，入所中の個々の乳幼児について，年齢，発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，乳幼児の意見又は意向，乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して，その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第24条の10 乳児院は，自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて，それらの結果を公表し，常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第 24 条の 1 1 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第 26 条第 3 項中「（昭和 22 年法律第 26 号）」及び「（短期大学を除く。）」を削る。

第 27 条第 1 項各号列記以外の部分中「基準省令第 27 条の 2 第 1 項の規定により」を削り、同項第 4 号アからウまで以外の部分中「前 3 号」を「前各号」に改め、「基準省令第 27 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により」を削り、同号ア中「（法第 13 条第 3 項第 3 号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）」を削り、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 27 条第 2 項本文中「基準省令第 27 条の 2 第 2 項本文の規定により」を削る。

第 28 条第 1 号中「基準省令第 28 条第 1 号の規定により」を削り、「含む」の次に「。第 43 条第 2 項第 1 号及び第 49 条第 1 号において同じ」を加え、同条第 2 号中「又は千葉県の区域に係る地域限定保育士（第 32 条第 2 項並びに第 36 条第 1 項及び第 2 項においてこれらを「保育士」という。）」を削り、同条第 5 号中「同条第 1 項に規定する」を削り、「含む」の次に「。第 43 条第 2 項第 4 号及び第 49 条第 9 号において同じ」を加え、「基準省令第 28 条第 5 号の規定により」を削り、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第 43 条を第 76 条とする。

第 42 条中「特定児童福祉施設」を「児童福祉施設」に改め、同条を第 75 条とする。

第 5 章を第 12 章とし、第 4 章の次に次の 7 章を加える。

第 5 章 児童厚生施設

（設備の基準）

第 4 2 条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。

(2) 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

2 前項の規定にかかわらず、児童厚生施設に公民館、公立の図書館その他の公共施設（以下「公共施設」という。）を併せて設置する場合において、当該公共施設の設備を利用することにより、当該児童厚生施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、当該公共施設の利用者及び当該児童厚生施設を利用する児童の処遇に支障がないときは、同項第 1 号に掲げる児童厚生施設にあっては便所を、同項第 2 号に掲げる児童厚生施設にあっては集会室及び便所を設けないことができる。

（職員）

第 4 3 条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの

(5) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたものの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

（遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項）

第44条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

（保護者との連絡）

第45条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第6章 児童養護施設

（設備の基準）

第46条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員はこれを4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員はこれを6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。
- (3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(4) 便所は，男子用と女子用とを別にすること。ただし，少数の児童を対象として設けるときは，この限りでない。

(5) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には，医務室及び静養室を設けること。

(6) 入所している児童の年齢，適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第47条 児童養護施設には，児童指導員，嘱託医，保育士，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし，児童40人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は，児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には，心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は，学校教育法の規定による大学若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって，個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には，職業指導員を置かなければならない。

6 児童指導員及び保育士の総数は，通じて，満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上，満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上，満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上，少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし，児童45人以下を入所させる施設にあっては，さらに1人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は，乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし，1人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第48条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者

(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第49条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する

課程を修めて卒業した者

- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (10) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (11) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(養護)

第50条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第51条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

- 2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。
- 3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。
- 4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第52条 児童養護施設の長は、第50条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第53条 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第54条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第55条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第7章 障害児入所施設

第56条 障害児入所施設の設備及び運営に関する基準については、第3条から第6条まで、第7条の2から第12条まで、第13条の2、第14条（第2項を除く。）から第20条まで及び第75

条に定めるもののほか，次の各号に掲げる施設の区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉型障害児入所施設 基準省令第48条から第56条まで

(2) 医療型障害児入所施設 基準省令第57条から第61条まで

第8章 児童発達支援センター

第57条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準については，第3条から第6条まで，第7条の2から第12条まで，第13条の2，第14条（第2項を除く。）から第16条まで，第17条から第20条まで及び第75条に定めるもののほか，基準省令第62条から第65条まで及び第67条に定めるところによる。

第9章 児童心理治療施設

（設備の基準）

第58条 児童心理治療施設の設備の基準は，次のとおりとする。

(1) 児童の居室，医務室，静養室，遊戯室，観察室，心理検査室，相談室，工作室，調理室，浴室及び便所を設けること。

(2) 児童の居室の1室の定員はこれを4人以下とし，その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。

(3) 男子と女子の居室は，これを別にすること。

(4) 便所は，男子用と女子用とを別にすること。ただし，少数の児童を対象として設けるときは，この限りでない。

（職員）

第59条 児童心理治療施設には，医師，心理療法担当職員，児童指導員，保育士，看護師，個別対応職員，家庭支援専門相談員，栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあつては，調理員を置かないことができる。

2 医師は，精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は，学校教育法の規定による大学若しくは大学院において，心理学を専修する学科，研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において，心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことによ

り、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数、おおむね児童10人につき1人以上とする。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。

(児童心理治療施設の長の資格等)

第60条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であって、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者

(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りで

ない。

（心理療法，生活指導及び家庭環境の調整）

第 6 1 条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は，児童の社会的適応能力の回復を図り，児童が，当該児童心理治療施設を退所した後，健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は，児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに，児童の家庭の状況に応じ，親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第 6 2 条 児童心理治療施設の長は，前条第 1 項の目的を達成するため，入所中の個々の児童について，年齢，発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより，児童の意見又は意向，児童及びその家庭の状況等を勘案して，その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第 6 3 条 児童心理治療施設は，自らその行う法第 4 3 条の 2 に規定する業務の質の評価を行うとともに，定期的に外部の者による評価を受けて，それらの結果を公表し，常にその改善を図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第 6 4 条 児童心理治療施設については，第 5 4 条の規定を準用する。

（関係機関との連携）

第 6 5 条 児童心理治療施設の長は，児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター，里親支援センター，児童委員，保健所，市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第 1 0 章 児童家庭支援センター

（設備の基準）

第 6 6 条 児童家庭支援センターには，相談室を設けなければならない。

(職員)

第67条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第68条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第11章 里親支援センター

(設備の基準)

第69条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第70条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、

乳児院，児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に５年以上従事した者であって，里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して，市長が前２号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は，次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に５年以上従事した者であって，里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して，市長が前２号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は，次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として５年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に５年以上従事した者であって，里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して，市長が前２号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者（里親支援センターの長の資格等）

第７１条 里親支援センターの長は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，法第１１条第４項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって，里親支援センターを適切に運営する能

力を有するものでなければならない。

(1) 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 市長が前 2 号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第 72 条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第 73 条 里親支援センターは、自らその行う法第 44 条の 3 第 1 項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第 74 条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年2月1日から施行する。

(柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例の一部改正)

- 2 柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項ただし書中「柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例」を「柏市児童福祉施設設備運営基準条例」に改める。

第14条第1項前段中「第20条第1項、第2項及び第3項」を「第20条第1項、第3項及び第4項」に改め、同項の表中

「

」を「

」に改める。

(柏市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

- 3 柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年柏市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例」を「柏市児童福祉施設設備運営基準条例」に改める。

第18条第1項前段中「第20条第1項及び第2項」を「第20条第1項及び第3項」に改め、同項の表中

「

」を「

」に改める。

議案第 1 1 号資料

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例の一部を改正する 条例について

柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例（平成 2 4 年柏市条例第 4 0 号）新旧対照表

改正前	改正後
<u>柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例</u> 目次 第1章 略 <u>第2章 助産施設(第21条―第24条)</u> 第3章及び第4章 略 <u>第5章 雑則(第42条・第43条)</u> 附則 (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定により、<u>助産施設、母子生活支援施設及び保育所(以下「特定児童福祉施設」という。)</u>の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。 (定義) 第2条 <u>この条例において使用する用語は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)</u>において使用する用語の例による。 (最低基準の目的) 第3条 最低基準は、<u>特定児童福祉施設</u>に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、	<u>柏市児童福祉施設設備運営基準条例</u> 目次 第1章 略 <u>第2章 助産施設(第21条―第24条)</u> <u>第2章の2 乳児院(第24条の2―第24条の11)</u> 第3章及び第4章 略 <u>第5章 児童厚生施設(第42条―第45条)</u> <u>第6章 児童養護施設(第46条―第55条)</u> <u>第7章 障害児入所施設(第56条)</u> <u>第8章 児童発達支援センター(第57条)</u> <u>第9章 児童心理治療施設(第58条―第65条)</u> <u>第10章 児童家庭支援センター(第66条―第68条)</u> <u>第11章 里親支援センター(第69条―第74条)</u> <u>第12章 雑則(第75条・第76条)</u> 附則 (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定により、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)</u>を定めるものとする。 (定義) 第2条 <u>この条例(第28条第1号、第43条第2項第1号、第49条第1号、第68条第2項及び第74条を除く。)</u>において「<u>児童福祉施設</u>」とは、<u>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターをいう。</u> 2 <u>前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。)</u>において使用する用語の例による。 (最低基準の目的) 第3条 最低基準は、<u>児童福祉施設</u>に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素

素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(特定児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、柏市児童福祉審議会条例(令和8年柏市条例第 号)第1条第1項の規定により置かれた柏市児童福祉審議会の意見を聴き、特定児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 略

(最低基準と特定児童福祉施設)

第5条 特定児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている特定児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(特定児童福祉施設の一般原則)

第6条 特定児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 特定児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該特定児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 特定児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 特定児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 特定児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(特定児童福祉施設と非常災害)

第7条 特定児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 略

養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導又は支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、柏市児童福祉審議会条例(令和8年柏市条例第 号)第1条第1項の規定により置かれた柏市児童福祉審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 略

(最低基準と児童福祉施設)

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第7条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第13条の2及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第13条及び第14条第2項において同じ。))においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 略

(安全計画の策定等)

第7条の2 特定児童福祉施設(助産施設を除く。)

以下この条、次条、第13条の2及び第15条第1項において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該特定児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた特定児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他特定児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 特定児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 特定児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を実行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の

(非常災害対策)

第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

- 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条の2の2 児童福祉施設(助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)

は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を実行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、

車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。 (特定児童福祉施設における職員の一般的要件) 第8条 <u>特定児童福祉施設</u>に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (特定児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等) 第9条 <u>特定児童福祉施設</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 <u>特定児童福祉施設</u>は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 <u>特定児童福祉施設</u>は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該<u>特定児童福祉施設</u>の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。 2 略 (入所した者を平等に取り扱う原則) 第11条 <u>特定児童福祉施設</u>においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第12条 <u>特定児童福祉施設</u>の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (業務継続計画の策定等) 第13条 <u>特定児童福祉施設</u>は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。 2 <u>特定児童福祉施設</u>は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。	当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。 (児童福祉施設における職員の一般的要件) 第8条 <u>児童福祉施設</u>に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等) 第9条 <u>児童福祉施設</u>の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 <u>児童福祉施設</u>は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 <u>児童福祉施設</u>は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該<u>児童福祉施設</u>の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。 2 略 (入所した者を平等に取り扱う原則) 第11条 <u>児童福祉施設</u>においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第12条 <u>児童福祉施設</u>の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (業務継続計画の策定等) 第13条 <u>児童福祉施設</u>は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。 2 <u>児童福祉施設</u>は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
---	--

- 3 特定児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 特定児童福祉施設の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第14条 特定児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定児童福祉施設は、当該特定児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の3 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

3 母子生活支援施設においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。 4 特定児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (食事) 第15条 特定児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該特定児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、当該特定児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。 2 特定児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3及び4 略 5 特定児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第16条 特定児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 特定児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)(が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又	(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。 4 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)(においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。 5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 (食事) 第15条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)(においては、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3及び4 略 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 (入所した者及び職員の健康診断) 第16条 児童福祉施設(児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。)(の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(以下この項において「健康診断等」という。)(が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断
---	---

は一部を行わないことができる。この場合において、<u>特定児童福祉施設</u>の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	等の結果を把握しなければならない。
略	略
3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続を執ることを、<u>特定児童福祉施設</u>の長に勧告しなければならない。 4 <u>特定児童福祉施設</u>の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続を執ることを、<u>児童福祉施設</u>の長に勧告しなければならない。 4 <u>児童福祉施設</u>の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。 (給付金として支払を受けた金銭の管理) <u>第16条の2</u> 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童心理治療施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。 (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準じるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。 (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。 (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。
(特定児童福祉施設内部の規程)	(児童福祉施設内部の規程)
第17条 <u>特定児童福祉施設</u>(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。	第17条 <u>児童福祉施設</u>(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。
(1)及び(2) 略	(1)及び(2) 略
2 略	2 略
(特定児童福祉施設に備える帳簿)	(児童福祉施設に備える帳簿)
第18条 <u>特定児童福祉施設</u>には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	第18条 <u>児童福祉施設</u>には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
(秘密保持等)	(秘密保持等)
第19条 <u>特定児童福祉施設</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第19条 <u>児童福祉施設</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 <u>特定児童福祉施設</u>は、職員であつた者が、正	2 <u>児童福祉施設</u>は、職員であつた者が、正当な

当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 特定児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 特定児童福祉施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童心理治療施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章の2 乳児院

(設備の基準)

第24条の2 乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。第24条の4第1項及び第24条の8において同じ。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 寝室の面積は、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。

(3) 観察室の面積は、乳児1人につき1.65平方メートル以上であること。

第24条の3 乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

(2) 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、1室につき9.91平方メートル以上とし、乳幼児1人につき2.47平方メートル以上であること。

(職員)

第24条の4 乳児院には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理

栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。第26条第3項、第47条第4項、第49条第5号及び第6号並びに第59条第3項において同じ。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 看護師の数は、乳児及び満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上(これらの合計数が7人未満であるときは、7人以上)とする。

6 看護師は、保育士(千葉県の区域に係る地域限定保育士を含む。次項、次条第2項、第28条第2号、第32条第2項、第36条第1項及び第2項、第43条第2項第2号、第47条第1項及び第6項、第54条並びに第59条第1項及び第6項において同じ。)又は児童指導員をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児が10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児20人以下を入所させる施設には、保育士を1人以上置かなければならない。

第24条の5 乳幼児10人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師の数は、7人以上とする。ただし、その1人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

第24条の6 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格

が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 乳児院の職員として3年以上勤務した者

(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。第27条第1項第5号ア、第48条第1項第5号ア及び第60条第1項第5号アにおいて同じ。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

第24条の7 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もく浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第16条第1項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(乳児の観察)

第24条の8 乳児院においては、乳児が入所した日から医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第24条の9 乳児院の長は、第24条の7第1項に規

(職員) 第26条 略 2 略 3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4から6まで 略 (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準省令第27条の2第1項の規定により</u>こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 略 (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準省令第27条の2第1項第4号の規定により</u>こども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの	<u>定する目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u> (業務の質の評価等) 第24条の10 乳児院は、自らその行う法第37条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。 (関係機関との連携) 第24条の11 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。 (職員) 第26条 略 2 略 3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 4から6まで 略 (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u> (4) 略 (5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの
---	---

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

イ及びウ 略

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための基準省令第27条の2第2項本文の規定によりこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 基準省令第28条第1号の規定により都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- (2) 保育士又は千葉県の区域に係る地域限定保育士(第32条第2項並びに第36条第1項及び第2項においてこれらを「保育士」という。)の資格を有する者

(3)及び(4) 略

- (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは同条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は基準省令第28条第5号の規定により文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ及びウ 略

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第43条第2項第1号及び第49条第1号において同じ。)
- (2) 保育士の資格を有する者

(3)及び(4) 略

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

- (6) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。第43条第2項第4号及び第49条第9号において同じ。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したものの

第5章 児童厚生施設

(設備の基準)

第42条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- (2) 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童厚生施設に公民館、公立の図書館その他の公共施設(以下「公共施設」という。))を併せて設置する場合において、当該公共施設の設備を利用することによ

り、当該児童厚生施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、当該公共施設の利用者及び当該児童厚生施設を利用する児童の処遇に支障がないときは、同項第1号に掲げる児童厚生施設にあつては便所を、同項第2号に掲げる児童厚生施設にあつては集会室及び便所を設けないことができる。

(職員)

第43条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(5) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であつて、市長が適当と認めたもの

ア 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育

学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第44条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第45条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

第6章 児童養護施設

(設備の基準)

第46条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

(2) 児童の居室の1室の定員はこれを4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の1室の定員はこれを6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

(3) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

(4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(5) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

(6) 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第47条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程

を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人以上、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人以上、満3歳以上の幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5.5人につき1人以上とする。ただし、児童45人以下を入所させる施設にあつては、さらに1人以上を加えるものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね1.6人につき1人以上とする。ただし、1人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第48条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者

(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第49条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (10) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (11) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(養護)

第50条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第51条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知

識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第52条 児童養護施設の長は、第50条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第53条 児童養護施設は、自らその行う法第41条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第54条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第55条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第7章 障害児入所施設

第56条 障害児入所施設の設備及び運営に関する基準については、第3条から第6条まで、第7条の2から第12条まで、第13条の2、第14条(第2項を除く。)から第20条まで及び第75条に定めるもののほか、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉型障害児入所施設 基準省令第48条から第56条まで

(2) 医療型障害児入所施設 基準省令第57条

から第61条まで

第8章 児童発達支援センター

第57条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準については、第3条から第6条まで、第7条の2から第12条まで、第13条の2、第14条(第2項を除く。)から第16条まで、第17条から第20条まで及び第75条に定めるもののほか、基準省令第62条から第65条まで及び第67条に定めるところによる。

第9章 児童心理治療施設

(設備の基準)

第58条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童の居室の1室の定員はこれを4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。
- (3) 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- (4) 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第59条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数、おおむね児童10人につき1人以上とする。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておお

むね児童4.5人につき1人以上とする。

(児童心理治療施設の長の資格等)

第60条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者

(5) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第61条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第62条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることに

より、児童の意見又は意向、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第63条 児童心理治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第64条 児童心理治療施設については、第54条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第65条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、里親支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第10章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第66条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

(職員)

第67条 児童家庭支援センターには、法第44条の2第1項に規定する業務(次条において「支援」という。)を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第68条 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の者の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第11章 里親支援センター

(設備の基準)

第69条 里親支援センターには、事務室、相談室

等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号において「里親等」という。))が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第70条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養

育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第71条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として児童の養育に5年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第72条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第73条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第74条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

第12章 雑則

第5章 雑則

(電磁的記録) 第42条 特定児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 (委任) 第43条 略	(電磁的記録) 第75条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 (委任) 第76条 略
---	---

柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例（平成26年柏市条例第28号）新旧対照表（附則第2項関係）

改正前	改正後																								
(職員の数等)	(職員の数等)																								
第6条 略	第6条 略																								
2及び3 略	2及び3 略																								
4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する <u>柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例</u> (平成24年柏市条例第40号。以下「基準条例」という。)第35条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。	4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する <u>柏市児童福祉施設設備運営基準条例</u> (平成24年柏市条例第40号。以下「基準条例」という。)第35条(後段を除く。第8条第3項において同じ。)の規定により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。																								
5 略	5 略																								
(基準条例の準用)	(基準条例の準用)																								
第14条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、 <u>第20条第1項、第2項及び第3項</u> 、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第14条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、 <u>第20条第1項、第3項及び第4項</u> 、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。																								
<table><tr><td>読み替える基準条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>第5条の見出し及び同条第2項から第20条第1項まで</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第20条第2項</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第34条第8号から第39条まで</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条の見出し及び同条第2項から第20条第1項まで	略	略	第20条第2項	略		第34条第8号から第39条まで	略	略	<table><tr><td>読み替える基準条例の規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td></tr><tr><td>第5条の見出し及び同条第2項から第20条第1項まで</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第20条第3項</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第34条第8号から第39条まで</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条の見出し及び同条第2項から第20条第1項まで	略	略	第20条第3項	略		第34条第8号から第39条まで	略	略
読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
第5条の見出し及び同条第2項から第20条第1項まで	略	略																							
第20条第2項	略																								
第34条第8号から第39条まで	略	略																							
読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
第5条の見出し及び同条第2項から第20条第1項まで	略	略																							
第20条第3項	略																								
第34条第8号から第39条まで	略	略																							
2 略	2 略																								

柏市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年柏市条例第8号）新旧対照表（附則第3項

関係)

改正前

(職員の配置)

第3条 略

2及び3 略

4 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条第1項において読み替えて準用する柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年柏市条例第40号。以下「基準条例」という。)第35条(後段を除く。第7条第8項において同じ。)の規定により調理業務の全部を委託する認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 略

(基準条例の準用)

第18条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条の3、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第2項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項から第20条第1項まで	略	
<u>第20条第2項</u>	略	
第34条第8号から第39条まで	略	

2 略

改正後

(職員の配置)

第3条 略

2及び3 略

4 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条第1項において読み替えて準用する柏市児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年柏市条例第40号。以下「基準条例」という。)第35条(後段を除く。第7条第8項において同じ。)の規定により調理業務の全部を委託する認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 略

(基準条例の準用)

第18条 基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条の3、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項から第20条第1項まで	略	
<u>第20条第3項</u>	略	
第34条第8号から第39条まで	略	

2 略

柏市指定障害児入所施設等人員設備運営基準等条例の制定について

柏市指定障害児入所施設等人員設備運営基準等条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童相談所設置市としての指定に伴い，指定障害児入所施設等の人員，設備及び運営に関する基準等を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市指定障害児入所施設等人員設備運営基準等条例

(趣旨)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる規定により、それぞれ当該各号に定める基準等を定めるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号 指定障害児入所施設の指定（指定の更新及び指定の変更を含む。以下同じ。）に係る申請者

(2) 法第24条の12第1項及び第2項 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設の指定に係る申請者)

第3条 第1条第1号の指定障害児入所施設の指定に係る申請者については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第25条の21の2に定めるところによる。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 第1条第2号の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第3条から第58条まで及び附則第2条に定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和9年2月1日から施行する。

柏市一時保護施設設備運営基準条例の制定について

柏市一時保護施設設備運営基準条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童相談所設置市としての指定に伴い，一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めたいので提案する。

柏市一時保護施設設備運営基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定により、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、一時保護施設に入所している児童（以下「入所児童」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と一時保護施設)

第4条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一時保護施設の一般原則)

第5条 一時保護施設は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、入所児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所児童の保健衛生及び入所児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 一時保護施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回はこれを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 一時保護施設は、入所児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、入所児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 一時保護施設は、入所児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所児童の移動のために自動車を運行するときは、入所児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所児童の所在を確実に把握することができる方法により、入所児童の所在を確認しなければならない。

(入所児童を平等に取り扱う原則)

第9条 一時保護施設においては、入所児童の国籍、信条、社会的

身分等によって，差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第 10 条 市長又は児童相談所長は，一時保護施設において一時保護を行うに当たっては，児童に対し，児童の権利，児童の権利を擁護する仕組み，一時保護を行う理由その他必要な事項について，年齢，発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては，入所児童に対し，その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（入所児童の権利の制限）

第 11 条 一時保護施設においては，正当な理由なく，入所児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において，前項に規定する正当な理由がある場合に，やむを得ず入所児童の権利を制限するに当たっては，その理由について十分な説明を行い，入所児童の理解を得るよう努めなければならない。

（入所児童の行動の制限）

第 12 条 一時保護施設においては，施設等により入所児童の行動を制限してはならない。

（入所児童の所持品等）

第 13 条 一時保護施設においては，合理的な理由なく，入所児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において，前項に規定する合理的な理由がある場合に，やむを得ず入所児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては，その理由について十分な説明を行い，入所児童の理解を得るよう努めなければならない。

3 一時保護施設において，入所児童の所持する物を保管する場合は，紛失，盗難，毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第 14 条 一時保護施設の職員は，入所児童に対し，法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他入所児童の心身に有害な影響

を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条 一時保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第 16 条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 児童の居室，学習等を行う室，屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第 8 号及び第 29 条第 2 項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第 8 号及び第 29 条第 2 項において同じ。），相談室，食堂（ユニット（居室，居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備，浴室及び便所により一体的に構成される場所であって，その利用定員がおおむね 6 人以下であるものをいう。以下この条並びに第 20 条第 1 項及び第 2 項において同じ。）を整備し，各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。），調理室，浴室及び便所を設けること。

(2) 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう，ユニットを整備するよう努めること。

(3) 児童の居室は，児童が穏やかに過ごすことができ，安心して暮らすことができる環境を整えること。

(4) 児童の居室の 1 室の定員は 4 人（乳児又は幼児のみの居室にあっては，6 人）以下とし，その面積は 1 人につき 4.95 平方メートル（乳児又は幼児のみの居室にあっては，3.3 平方

メートル) 以上とすること。

- (5) 少年の居室の1室の定員は1人とするよう努めるとともに、その面積は8平方メートル以上とするよう努めること。
- (6) 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- (7) 入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (8) 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、入所児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- (9) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (10) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (11) 児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (12) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第17条 一時保護施設において入所児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第18条 一時保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 市長は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、入所児童の権利の擁護、入所児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければな

らない。

（職員）

第 19 条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第 22 条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（千葉県の区域に係る地域限定保育士を含む。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童 10 人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童 40 人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する一時保護施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満 2 歳に満たない幼児おおむね 1.6 人につき 1 人以上、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の児童おおむね 3 人につき 1 人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね 10 人につき 1 人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数とするよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第 20 条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員 2 人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、1 のユニットごとに職員 1 人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、2 人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間に法第 25 条第 1 項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前 2 項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第 21 条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなけれ

ばならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準じる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8第1項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号及び次条において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当

する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(10) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの

(11) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

（心理療法担当職員の資格）

第23条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第24条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を2人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第25条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置すると

きは，必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は，入所児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については，適用しない。

（衛生管理等）

第26条 一時保護施設は，入所児童の使用する設備，食器等又は飲用に供する水については，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は，当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

- 3 一時保護施設においては，入所児童の希望等を勘案し，清潔を維持することができるよう適切に，入所児童を入浴させ，又は清拭しなければならない。

- 4 一時保護施設は，入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお，下着は，入所児童の所持する物を使用させ，又は未使用の物を提供しなければならない。

- 5 一時保護施設は，必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに，それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第27条 一時保護施設において，入所児童に食事を提供するときは，当該一時保護施設内で調理する方法（第25条第1項の規定により当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において，入所児童に食事を提供するときは，その献立は，できる限り，変化に富み，入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 3 前項の規定によるほか，入所児童に提供する食事は，食品の種類及び調理方法について，栄養並びに入所児童の身体的状況及び

嗜好を考慮したものでなければならない。

- 4 入所児童に提供する食事の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の入所児童に提供する食事を家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、入所児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所児童及び職員の健康状態の把握等）

第28条 児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、入所児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により入所児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、必要な事項を入所児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じて、一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを児童相談所長又は市長に勧告しなければならない。

- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、入所児童の食事を調理する者について、特に綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第29条 一時保護施設における養護は、入所児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ入所児童を養育することにより、入所児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する入所児童の数を勘案して、入所児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第30条 一時保護施設における生活支援は、入所児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、入所児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している入所児童が適切な教育を受けられるよう、入所児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。
- 5 一時保護施設は、当該一時保護施設に入所していた児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第31条 児童相談所長は、入所児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して入所児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第32条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要なものにつき規程を設けなければならない。

(1) 入所児童の支援に関する事項

(2) その他一時保護施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第33条 一時保護施設には、入所児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第34条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 市長は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第35条 市長は、入所児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の苦情の公正な解決を図るため、当該苦情の解決

に当たっては、当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第 36 条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 9 年 2 月 1 日から施行する。

柏市一時保護委託者登録等基準条例の制定について

柏市一時保護委託者登録等基準条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

児童相談所設置市としての指定に伴い，一時保護委託者の登録等に関する基準を定めたいので提案する。

柏市一時保護委託者登録等基準条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定により、一時保護委託者の登録等に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）に入所している児童（以下「入所児童」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(入所児童の権利の制限)

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、入所児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由がある場合

に、やむを得ず入所児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、入所児童の理解を得るよう努めなければならない。

（入所児童の行動の制限）

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により入所児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第7条 登録一時保護委託者の職員は、入所児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他入所児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に入所児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（入所児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該入所児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回これを行う体制を整備しなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 10 条 登録一時保護委託者は、入所児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の入所児童の移動のために自動車を運行するときは、入所児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所児童の所在を確実に把握することができる方法により、入所児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（入所児童の権利擁護）

第 11 条 登録一時保護委託者は、入所児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（入所児童の所持品等）

第 12 条 登録一時保護委託者は、入所児童の所持品等の取扱いについて、次に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- (1) 合理的な理由なく、入所児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- (2) 前号に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず入所児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、入所児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は市長に相談すること。
- (3) 前号の規定によりやむを得ず入所児童の所持する物の持込みを禁止する場合に、児童相談所長又は市長が入所児童に対してその理由の説明を行うに当たっては、入所児童の理解を得るために、児童相談所長又は市長に協力するよう努めること。
- (4) 登録一時保護委託施設において入所児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第 13 条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気等児童の保健衛生及び児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して

暮らすことができる環境を整えること。

(4) 入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

(5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(7) 児童30人以上を入所させる登録一時保護委託施設には、医務室及び静養室を設ける事。

(8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整える事。

（登録一時保護委託者における職員の一般的要件）

第14条 登録一時保護委託者は、入所児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第16条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第17条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を

満たさなければならない。

- (1) 入所児童の使用する設備，食器等又は飲用に供する水については，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないよう努めること。
- (3) 入所児童の希望等を勘案し，清潔を維持することができるよう適切に，入所児童を入浴させ，又は清拭しなければならないこと。
- (4) 入所児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。
なお，下着は，入所児童の所持する物を使用させ，又は未使用の物を提供しなければならないこと。
- (5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに，それらの管理を適正に行わなければならないこと。

(食事)

第18条 登録一時保護委託施設における入所児童への食事の提供は，次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所児童に提供される食事は，栄養及び入所児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこと。
- (2) 入所児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこと。

(入所児童及び職員の健康状態の把握等)

第19条 児童相談所長又は市長は，入所児童の健康状態を把握するために，入所児童の状況等に応じ，医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお，入所児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き，登録一時保護委託者は，当該措置が適切に講じられるよう，入所児童の健康状態についてあらかじめ児童相談所長又は市長に相談する体制を整備しなければならない。

- 2 前項の措置の実施により入所児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は，必要な事項を入所児童の健康を記録する表に記入するとともに，必要に応じて，一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを児童相談所長又は市長に勧告しなけれ

ばならない。

- 3 登録一時保護委託者は、入所児童の保護に従事する職員の健康状態を把握しなければならない。この場合において、入所児童の食事を調理する者の健康状態を把握するに当たっては、特に綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第20条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、入所児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活支援及び教育を行いつつ入所児童を養育することにより、入所児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として当該養護を行う体制を整備しなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第21条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、入所児童の自主性を尊重しつつ、入所児童が基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、入所児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している入所児童が適切な教育を受けられるよう、入所児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援を児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 4 登録一時保護委託者は、入所児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう必要な支援等を児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 5 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所していた児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

(登録一時保護委託者内部の規程)

第22条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要なものにつき規程を設けなければならない。

(1) 入所児童の支援に関する事項

(2) その他登録一時保護委託施設の管理についての重要事項

(登録一時保護委託者における記録)

第23条 登録一時保護委託者は、入所児童の処遇の状況を記録し、児童相談所長から求められた場合には、その情報を提示することができる体制を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第24条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第25条 市長は、入所児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の苦情の公正な解決を図るため、当該苦情の解決に当たっては、当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第26条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行

うことができる。

附 則

この条例は，令和 9 年 2 月 1 日から施行する。

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例の制定について

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

北柏駅北口第五駐輪場を設置したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例

柏市駐輪場等条例（平成 15 年柏市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表中第 42 号を第 43 号とし，第 25 号から第 41 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 24 号の次に次の 1 号を加える。

25	北柏駅北口第五駐輪場	柏市根戸 233 番 1 ほか
----	------------	-----------------

別表第 2 北柏駅北口第四駐輪場の項の次に次のように加える。

北柏駅北口第五駐輪場	○			○		
------------	---	--	--	---	--	--

別表第 3 第 1 項の表北柏駅北口第四駐輪場の項の次に次のように加える。

北柏駅北口第五駐輪場	7, 320	3, 720		
------------	--------	--------	--	--

附 則

（施行期日）

- この条例は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，同年 2 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の柏市駐輪場等条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する北柏駅北口第五駐輪場における駐輪場定期利用に係る改正後の条例第 5 条の規定による許可，改正後の条例第 7 条の規定による届出，改正後の条例第 8 条の規定による許可の取消し，改正後の条例第 9 条の規定による使用料の納付，改正後の条例第 10 条の規定による使用料の減免，改正後の条例第 11 条の規定による使用料の返還及び改正後の条例第 12 条の規定による利用票の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行の日前においても，改正後の条例第 5 条，第 7 条から第 11 条まで及び第 12 条の規定の例により行うことができる。

議案第 15 号資料

柏市駐輪場等条例の一部を改正する条例について

柏市駐輪場等条例（平成15年柏市条例第16号）新旧対照表

改正前

別表第1(第2条, 第3条の2)

1 駐輪場

号	名称	位置
1から24まで 略		
25	略	
26	略	
27	略	
28	略	
29	略	
30	略	
31	略	
32	略	
33	略	
34	略	
35	略	
36	略	
37	略	
38	略	
39	略	
40	略	
41	略	
42	略	

2 略

別表第2(第4条第3項)

駐輪場	駐輪場定期利用			駐輪場一時利用		
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 動 二 輪 車	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 動 二 輪 車
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅北口第四駐輪場まで 略						
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで 略						

別表第3(第9条第1項及び第4項, 第11条の2第4項)

1 駐輪場定期利用の使用料又は利用料金

駐輪場	使用料又は利用料金(円)		
	自転車(1台当たり)		原 動 機 付 自 動 二 輪 車(1 台 当 たり)
	一般	高 校 生 以下	自 転 車(1 台 当 たり)
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅北口第四駐輪場まで 略			
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで 略			

備考 略

2から4まで 略

改正後

別表第1(第2条, 第3条の2)

1 駐輪場

号	名称	位置
1から24まで 略		
25	北柏駅北口第五駐輪場	柏市根戸233番1ほか
26	略	
27	略	
28	略	
29	略	
30	略	
31	略	
32	略	
33	略	
34	略	
35	略	
36	略	
37	略	
38	略	
39	略	
40	略	
41	略	
42	略	
43	略	

2 略

別表第2(第4条第3項)

駐輪場	駐輪場定期利用			駐輪場一時利用		
	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 動 二 輪 車	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車	自 動 二 輪 車
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅北口第四駐輪場まで 略						
北柏駅北口第 五駐輪場	○			○		
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで 略						

別表第3(第9条第1項及び第4項, 第11条の2第4項)

1 駐輪場定期利用の使用料又は利用料金

駐輪場	使用料又は利用料金(円)		
	自転車(1台当たり)		原 動 機 付 自 動 二 輪 車(1 台 当 たり)
	一般	高 校 生 以下	自 転 車(1 台 当 たり)
柏駅東口第一駐輪場から北柏駅北口第四駐輪場まで 略			
北 柏 駅 北 口 第 五 駐 輪 場	7,320	3,720	
豊四季駅南口第一駐輪場から中ノ橋駐輪場まで 略			

備考 略

2から4まで 略